

様式第 84 (第 133 条関係)

表面

第 号	
電気事業法第 107 条の規定による立入検査証	
写  真	職名
	氏名
押出 スタ ンプ	年 月 日生
	年 月 日発行
	発行者 印

裏面

電気事業法抜すい

第 1 0 7 条 主務大臣は、第 3 9 条、第 4 0 条、第 4 7 条、第 4 9 条及び第 5 0 条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者又はボイラー等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、第 1 項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、推進機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録安全管理審査機関又は登録調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は卸電力取引所の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第 1 1 7 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 1 0 0

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十 第107条第1項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
第119条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機  
関の発起人、役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

四 第107条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。  
第119条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定試  
験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

五 第107条第7項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。  
第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

八 第51条第3項、第52条第3項、第54条若しくは第55条第4項（原子力発電  
工作物に係る場合を除く。）又は第107条第2項から第4項まで若しくは第6項の  
規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者